５　発達障害支援施策の推進について

（１）地域支援体制の整備について

発達障害者への支援については、発達障害者支援法（平成 17 年４月施行。以下「支援法」という。）に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところであり、着実に進展しつつあるが、一方で、依然として地域ごとの取組に格差が存在している。このため、発達障害者に対する地域支援体制の強化を図る観点から、今後次のような見直しを行うこととしている。

①　改正児童福祉法の施行等を踏まえた発達障害者支援センターの在り方の見直し

支援法では、地域支援体制の中核として「発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）を位置付けており、各センターは地域における発達障害児（者）等に対する専門的な相談支援、発達支援及び就労支援並びに医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関・団体等への情報提供、連絡調整及び関係機関等の従事者に対する研修を実施している。

支援法施行後、徐々に国民の発達障害への理解が進み、支援を必要とする発達障害児（者）が顕在化し、センターにおける相談支援等の利用者は着実に増加しているが、センターの業務のうちこうした直接支援業務が占める割合が増加することにより、地域によっては、中核的機関としてのセンターに求められている関係機関・団体等のバックアップ機能等が十分発揮されていないという課題が出てきている。（関連資料（54 頁～57 頁））

他方、今般の改正児童福祉法の施行により、平成 24 年４月から、身体障害・知的障害の別に分かれていた障害児施設について、発達障害を含む３障害すべてへの対応を基本とした施設への一元化を図るとともに、地域の障害児支援の拠点として児童発達支援センターを創設するなど、地域における障害児支援の強化が図られたところである。さらに、同じ改正児童福祉法において、障害児相談支援が制度化され、個々の障害の状況に応じたサービスが受けられる仕組みとされたところである。

こうした新体系移行等を踏まえ、地域における発達障害者支援の中核機関であるセンターの役割や機能について見直すことが必要であると考えており、平成 24 年度障害者総合福祉推進事業において、「発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材育成等の業務に関する調査」を実施し、センターや地域の支援機関の業務内容を把握・分析した上で、地域の支援機関の実態を踏まえた効果的なセンターの機能の明確化を図ることとしている。

今後、この調査結果を踏まえて、センターと児童発達支援センターとの役割を整理し、平成 25 年度以降、児童発達支援センターの整備状況（地域

支援機能を必須とするまでの猶予期間（平成27年３月まで））も考慮しながら、段階的にセンター業務の標準化を図り、地域の中核機関としての機能強化を進めていくこととしているので、御承知おきいただきたい。

② 地域の発達障害支援体制の見える化

発達障害児（者）への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等関係する分野が多岐にわたることから、各都道府県等が中心となって「発達障害者支援体制整備検討委員会」等を設置し、支援体制の整備を図っていただいているところである。

しかしながら、支援が必要な方に対して、各自治体の発達障害支援施策の情報が必ずしも目に見える形で伝達されていない場合もあることから、①の「改正児童福祉法の施行等を踏まえた発達障害者支援センターの在り方の見直し」に併せて、センターを含めた様々な関係機関等の役割を明確化するとともに、利用者が成長段階に応じて的確に支援を受けることができるよう、支援体制の状況を定期的に公表（見える化）、支援体制の充実につなげていくことが必要である。

厚生労働省では、平成24年度障害者総合福祉推進事業において、早期発見・早期支援に資する観点から、発達障害児者のアセスメントツールの効果的使用とその研修、及び、医療や福祉分野の発達障害支援者の人材育成体制についての調査研修を実施しているところであり、この結果等を踏まえ、望ましい支援体制の在り方や公表の在り方等について検討し、平成25年度以降、標準的なフォーマットをお示ししたいと考えているので、御承知おきいただきたい。

また、地域における関係機関等が連携し必要な支援を切れ目なく提供できるよう、平成17年度から「発達障害者支援体制整備事業」を実施しているところであるが、今後お示しする支援体制の在り方等を踏まえ、本事業の実施についても必要な改善を進めることとしているので、御承知おきいただきたい。

（２）「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」について

「世界自閉症啓発デー」（毎年４月２日）は、世界各国で自閉症を始めとする発達障害への理解を深めることを目的に、平成19年12月に国連が制定したものであり、毎年世界各国で普及啓発活動が行われている。

厚生労働省においては、毎年、「世界自閉症啓発デー」の４月２日から１週間を発達障害啓発週間と定め、関係団体等と連携して、自閉症を始めとする発達障害について、広く一般国民への普及啓発を実施しているところである。

平成25年度においては、本年度に引き続き、普及啓発活動の一環として、４月２日（火）にブルーライトアップ、４月６日（土）に「世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム（仮称）」を開催する予定であるので、御承知

おきいただきたい。

また、民間団体においても、全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施する予定であると聞いており、厚生労働省でも、こうした取組に対し後援を行うこととしている。

各都道府県等においても、地域の実状に応じ、このようなライトアップへの協力のほか、啓発イベントやシンポジウムセミナーの開催等の普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、平成24年度の世界自閉症啓発デー等の普及啓発活動については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイトに掲載し、広く周知しているので参考とされたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

（http://www.worldautismawarenessday.jp/）

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

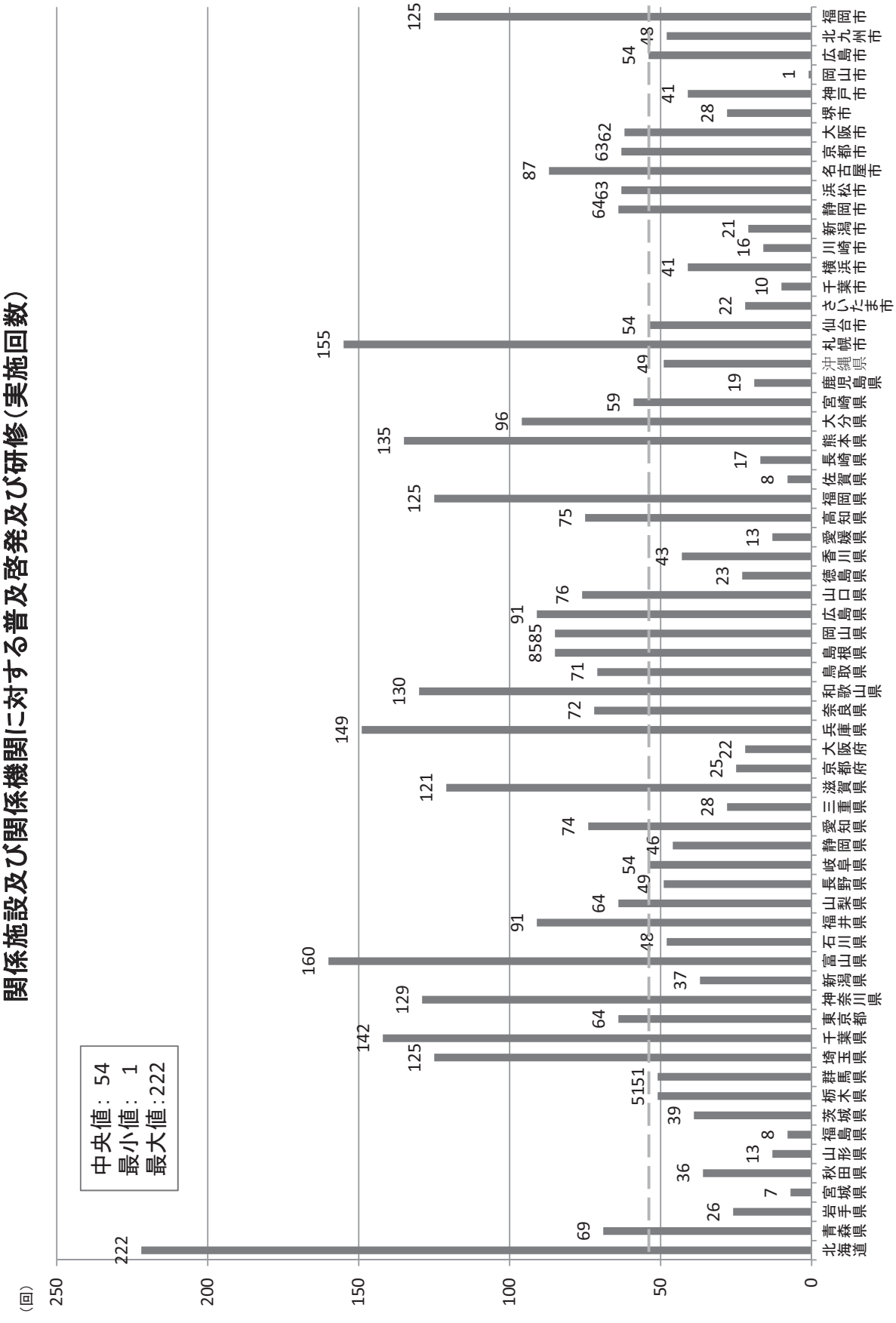

注）グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室

平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修（延参加人数）

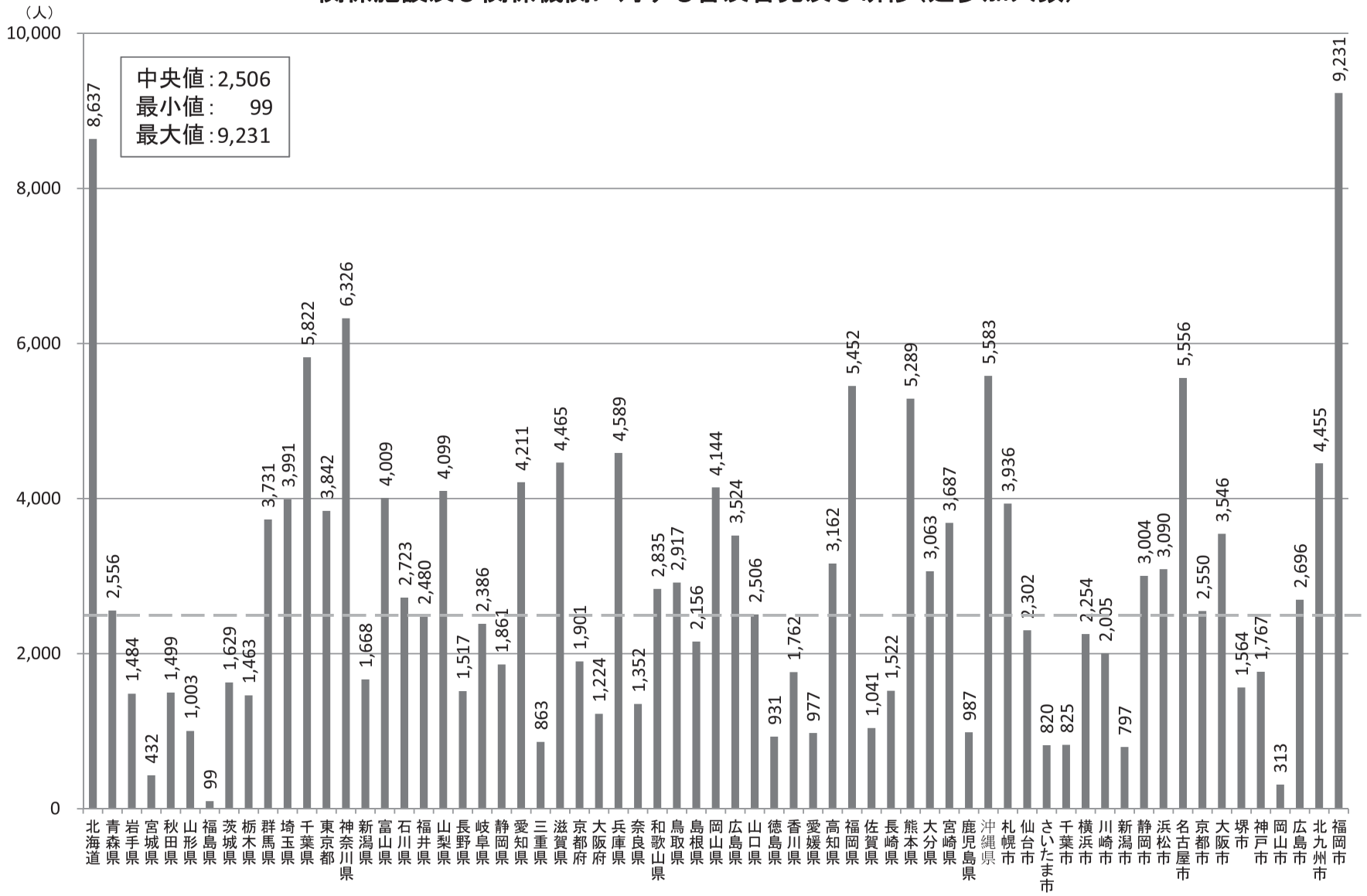

注）グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室

平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援
関係施設・関係機関等の連携（連絡協議会・調整会議実施回数）

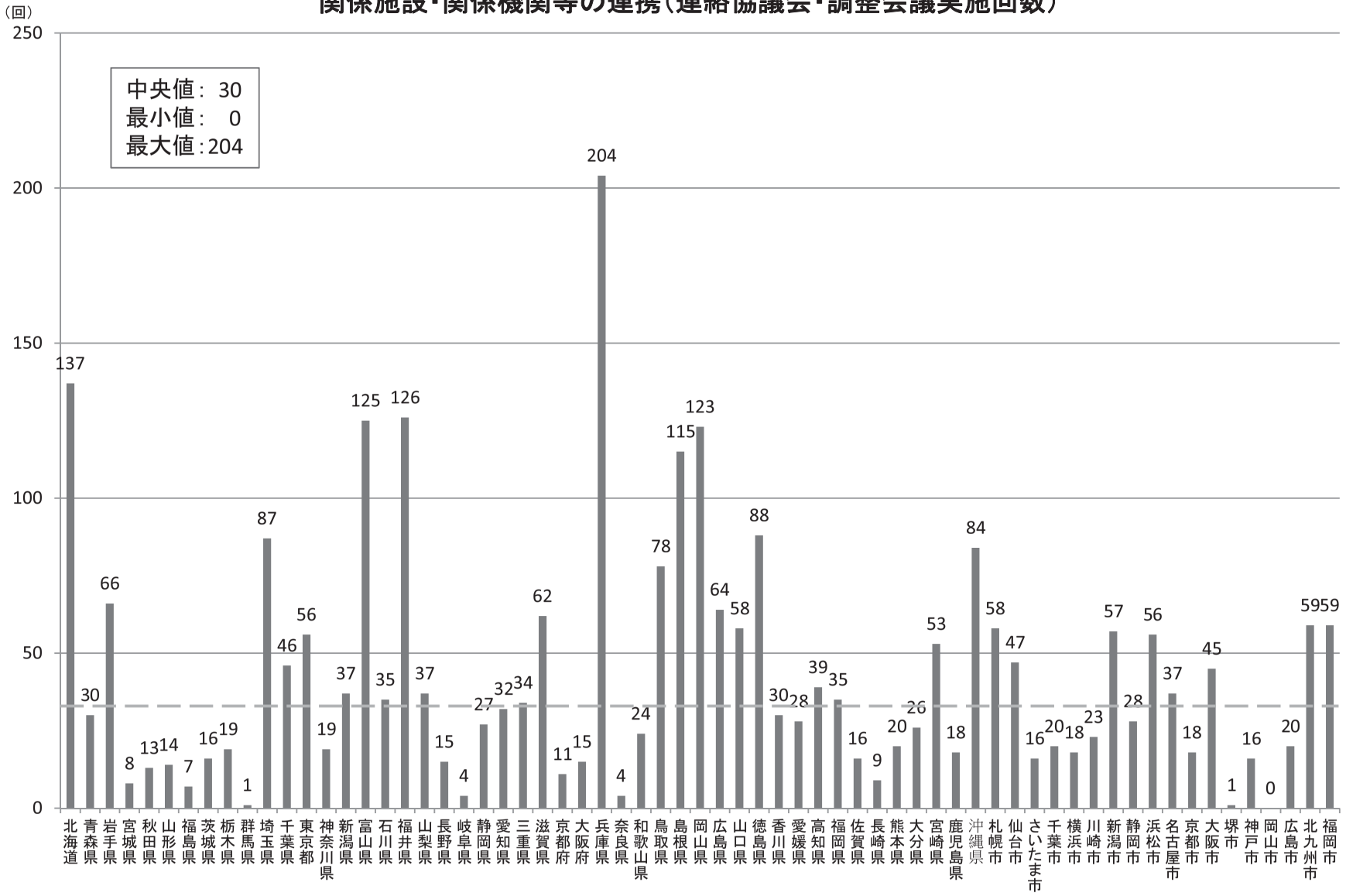

注）グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室

平成23年度発達障害者支援センターによる間接支援
関係施設・関係機関等の連携（機関コンサルテーション実支援箇所数）

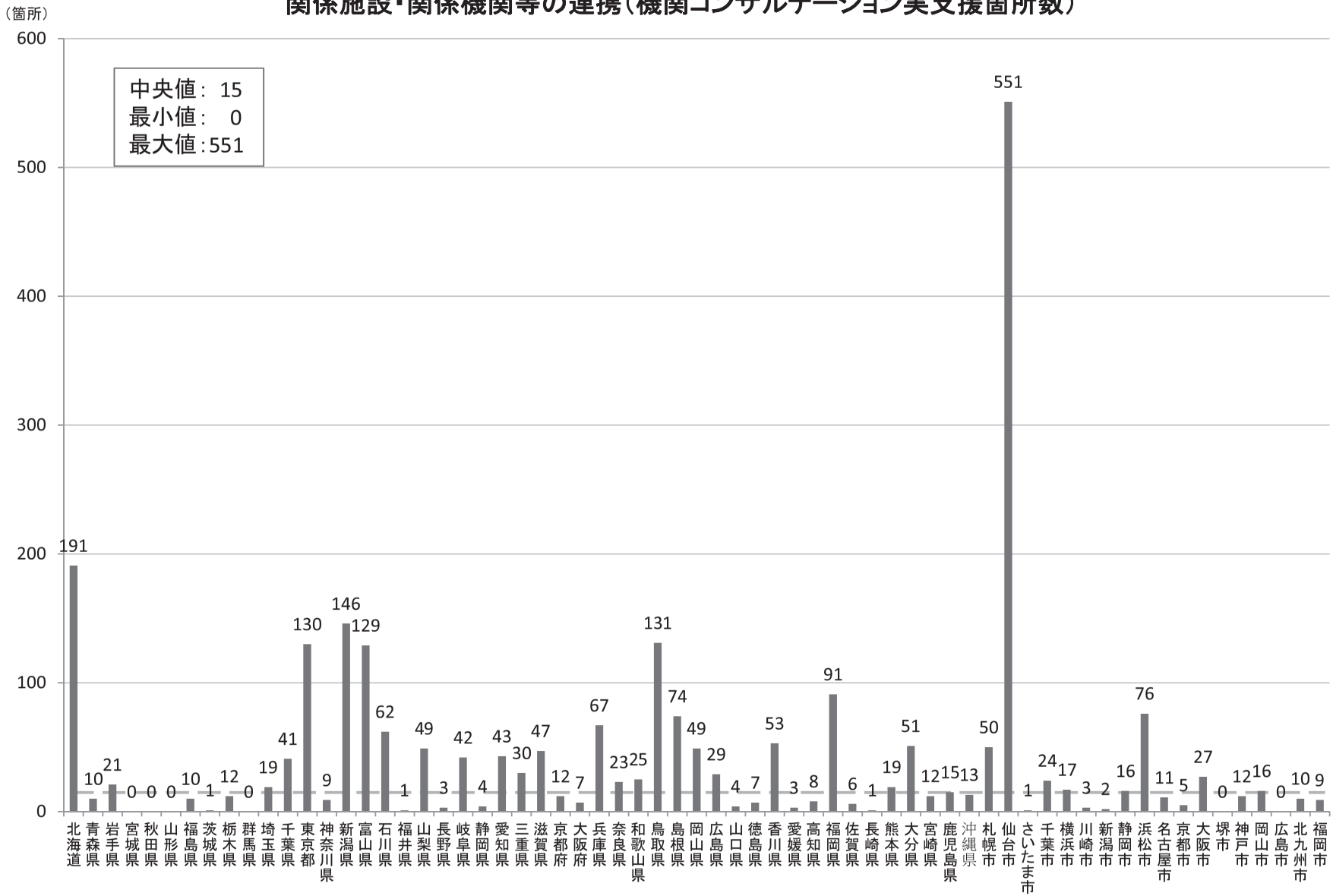

注）グラフ中の点線は中央値を示す。

平成23年度発達障害者支援センター運営事業実施状況報告より作成
国立障害者リハビリテーションセンター研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室

６　障害児支援の推進について

（１）改正児童福祉法の施行状況等について

障害児支援については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）により児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で専門的な支援を受けることができるよう、身体障害・知的障害の障害別に分かれていた障害児施設体系を一元化するなどの見直しが行われたところである（平成 24 年４月施行）。

施行に当たっては、関係自治体、施設・事業者等の御協力・御尽力により、全体としては円滑に、新制度への移行が図られたものと考えている。各都道府県等におかれては、引き続き新制度の内容・手続等についての管内市町村及び施設関係者等への周知や、各施設・事業所における新制度に即した事業運営に対する指導・助言等をお願いしたい。

また、（２）①において詳述する経過措置の期限到来期等への対応など、時宜に応じて必要となる手続等を丁寧に御確認いただき、障害児に対する必要なサービスが滞ることのないよう、御協力・御尽力をお願いする。

次に、本年８月に、改正児童福祉法の施行に伴う障害児施設の新体系への７月時点での移行状況について、各都道府県等の御協力により調査を実施した。

調査結果の概要については次のとおりであるので、各都道府県等においては、今後の業務の参考とされたい。

○　施設・事業所の新体系への移行状況（関連資料１（67 頁））

ア．障害児通所支援について

全国の施設・事業所数（H24.7.1 現在）

- 児童発達支援センター　358 か所
- 児童発達支援事業所　2,609 か所
- 医療型児童発達支援センター　116 か所

全国の保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定事業所数

（H24.7.1 現在）

- 保育所等訪問支援　218 か所
- 障害児相談支援　274 か所

（※）児童発達支援センターで保育所等訪問支援及び障害児相談支援を実施している割合はそれぞれ 30.4％及び 25.7％、
医療型児童発達支援センターではそれぞれ 4.3％及び 11.2％

イ．障害児入所支援について

全国の施設数（H24.7.1 現在）

・福祉型障害児入所施設　　263 か所
・医療型障害児入所施設　　237 か所

（※）18 歳以上の障害児施設入所者への対応として、今後目指すこととしている施設形態は、次のとおりである。
（本年７月時点の状況であり、今後データの変動があり得る。）

今後の施設形態（H24.7.1 現在）

	（福祉型）	（医療型）
①障害児入所施設として継続	148 か所	49 か所
②障害者支援施設への転換	6 か所	0 か所
③児者併設	44 か所	142 か所
④７月時点で未定	65 か所	46 か所

今回の調査時点で未定の施設について、今後再調査を行いたいと考えているので、引き続き御協力をお願いする。

（２）改正児童福祉法の円滑な施行と障害児支援の強化を図るための取組について

①経過措置等終了後への対応について

今般の改正法の施行に当たっては、新しい施設体系に円滑に移行できるよう、主に次のような経過措置等を講じている。経過措置が終了するまでの間に、所定の手続・準備等が必要になるので、管内市町村及び施設関係者等に対するきめ細かな指導・助言等を引き続きお願いしたい。

○ 事業者関係

（ア）みなし指定（整備法附則第 22 条、附則第 27 条）

【内容】

旧法により施行前に事業者の指定を受けていた施設は、一定期間、改正法による事業者指定を受けたものとみなすこと。

・障害児通所支援のみなし指定の有効期間は、平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日までの１年間。
・障害児入所施設のみなし指定の有効期間は、当該施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間。

〈対応〉

有効期間が経過するまでの間に、改正法に基づく事業者の指定を受けることが必要。

（イ）児童発達支援センターの地域支援機能

【内容】

児童発達支援センターの機能として求められている地域支援機能について、体制整備に必要となる期間を考慮して一定期間猶予すること。

・施行３年後（平成 27 年４月）には地域支援を必須の業務とする。

〈対応〉

地域支援の実施については、今後、通知等でお示しすることとしているところであるが、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの個別給付のほか、各地方自治体においては、巡回支援専門員整備事業等の国庫補助事業、障害児等療育支援事業などの地方単独事業の活用等により、地域支援の体制作りに努められたい。

（平成 23 年 10 月 31 日障害保健福祉関係主管課長会議資料 43 頁参照）

（ウ）18 歳以上の障害児施設入所者への対応

【内容】

18 歳以上の障害児施設入所者が施行後も引き続き支援が受けられるよう、障害児入所施設が新たに障害福祉サービスの指定を受ける際に、一定期間、指定基準の適用を緩和すること。

・障害福祉サービスの指定基準の適用が緩和される期間は、障害者自立支援法による事業者指定の有効期間（平成 30 年３月末までの６年間）。

〈対応〉

継続して改正法による事業者指定を受けるためには、基準の適用が緩和されている期間中に、改正法による人員基準を満たすことが必要。（※設備基準については、次期改築等の施設整備まで従前の例によることが可能。）

（平成 23 年 10 月 31 日障害保健福祉関係主管課長会議資料 64 頁、171 頁参照）

（エ）児童発達支援管理責任者の経過措置

【内容】

児童発達支援管理責任者研修の修了者を直ちに確保することが困難な場合があるため、一定期間、経過措置を講じること。

・実務経験を有する者については、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、施行３年後（平成 27 年４月）までに研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。

・過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなすことができる。

〈対応〉

実務経験を有している者で、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していない者については、平成 27 年３月 31 日までに上記研修を受講することが必要。

なお、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、下記②エを参照されたい。

（オ）旧重症心身障害児施設から療養介護へ移行する場合の経過措置
（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年９月 29 日告示第 523 号）第５－１－ロ）

【内容】

18 歳以上の重症心身障害者が入所する旧重症心身障害児施設においては、支援を継続するため療養介護の指定を受けるが、入所者は障害程度区分の判定を経ずに利用する場合があるため、報酬の算定に当たっては、人員体制のみを基準として経過的療養介護サービス費の報酬を算定すること。

・サービス提供職員配置基準が２：１以上の場合、経過的療養介護サービス費（Ⅰ）を適用。
・サービス提供職員配置基準が３：１に満たない場合は、平成 24 年 12 月 31 日までの間、経過的療養介護サービス費（Ⅱ）を適用。

〈対応〉

経過的療養介護サービス費（Ⅱ）を算定している施設については、次の対応が必要。

・平成 25 年１月１日以降報酬を算定するためには、サービス提供職員について６：１以上の人員配置が必要。
・また、平成 25 年１月１日以降も同水準以上の報酬（療養介護サービス費（Ⅱ））を得るためには、サービス提供職員の配置を３：１以上とすることが必要。

○ 利用者関係

（ア）みなし給付決定（整備法附則第 23 条、附則第 26 条、附則第 30 条）

【内容】

旧法により給付決定を受けている者は、一定期間、改正法による給付決定を受けたものとみなすこと。

・みなし給付決定の有効期間は、現にその者が受けている給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間。

〈対応〉

継続して改正法による支援を受けるためには、みなし給付決定の有効期

間が経過するまでの間に、改正法に基づく給付決定を受けることが必要。

（イ）18歳以上の障害児施設入所者の支給決定に必要な手続の省略

（整備法附則第35条）

【内容】

18歳以上の障害児施設入所者が継続して障害福祉サービスを利用する場合に、本人の申出により、支給決定に必要な手続きを省略して支給決定を行うことができるものとすること。

・支給決定の有効期間の間は、障害程度区分の判定を受けなくてよい。

〈対応〉

継続して改正法による支援を受けるためには、支給決定の有効期間が経過するまでの間に、所定の手続により改正法に基づく給付決定を受けることが必要。

②改正児童福祉法を踏まえた障害児支援の強化について

ア．児童発達支援センターの地域支援機能の強化

児童発達支援センターについては、地域支援を必須業務として実施していただくこととしているところである。厚生労働省においては、その取組を支援するため、平成24年度予算において、「障害児支援体制整備事業」を地域生活支援事業のメニュー事業として追加した。この事業は、児童発達支援センターに相談支援等を行う専門職を配置するとともに、障害児通所支援を利用していない障害児及びその家族が気軽に利用できる場を確保し、親同士の交流等を図ることを目的としている。

さらに、平成25年度概算要求においては、児童発達支援センターの一層の機能強化を図るため、都道府県等の広域的かつ効果的な指導の下、個々のセンターの有する特徴に応じて、多障害対応や早期かつ専門的な支援を図るための機能強化を計画的に進める事業、地域の障害児や障害が疑われる児童をサービスに繋げるための事業など、多様な地域支援を推進する事業を要求しているところである。

各都道府県等においては、管内市町村及び施設関係者等に対して、こうした事業の積極的な活用を促すなどの対応をお願いしたい。

イ．教育と福祉の一層の連携の推進

障害児への支援は、成長に応じて様々な関係分野が連携して乳幼児期から成人期まで一貫した支援を継続していくことが必要であり、特に児童期において大きなウェイトを占める教育分野との連携が非常に重要である。

改正児童福祉法の施行により、障害児相談支援や障害児施設の一元化など障害児支援の強化を図ったところであるが、制度改正を踏まえた教育との連携の在り方について、本年４月に文部科学省との連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の一層の推進について」（平成24年４月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科

学省初等中等教育局特別支援教育課、関連資料２（69 頁））を発出した。

各都道府県等においては、この事務連絡の内容を御了知いただき、障害児相談支援事業所や障害児通所支援又は居宅サービスを提供する事業所等と学校が緊密に連携して障害児支援に取り組むことができるよう、管内市町村や教育委員会担当課等との連絡調整や情報共有等に引き続き御配意願いたい。

ウ．障害児施設における新体系定着の支援

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、経営改善計画を策定し実施している事業所に対し、平成 24 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の新体系定着支援事業により支援を行っている。対象となっている施設の状況を見ると、障害児施設において、この事業の対象となる施設の割合が相対的に高いことから、本年８月に「障害児施設における『新体系定着支援事業』の実施に係る留意点について」（平成 24 年８月 10 日付け事務連絡、関連資料３（73 頁））を発出し、障害児施設の経営改善への取組に対し指導等を行う際の留意点をお示ししたところである。また、この事務連絡においては、今般の児童福祉法改正を踏まえ、「障害児施設における地域支援機能の充実を図るための着眼点」についても別紙参考として添付し、経営改善の取組として新しく創設されたサービスを活用することなどをお示ししている。

各都道府県等においては、事務連絡の内容を御了知いただき、事業の対象となっている施設ができる限り早期にこの事業に依存しなくても運営が可能となるよう、引き続き適切な支援・指導等をお願いしたい。とりわけ、障害児施設の中でも旧難聴幼児通園施設などの通園施設において、事業の対象となっている施設の割合が高いことから、事務連絡別紙の地域支援機能の充実に向けた取組の観点からの指導・助言等を行うとともに、上記アの児童発達支援センターの機能強化を図るための国庫補助事業の実施等、財政的な支援を含めた対応を検討されたい。

エ　サービス管理責任者研修（児童分野）を修了した者に対する追加研修の取扱いについて

平成 23 年度以前にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了した者が児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合については、児童発達支援管理責任者研修の受講を要しないこととされている（「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年８月 30 日付け障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））が、これらの者については、改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、あわせて、本年９月に「既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて」（平成 24 年９月 26 日付け事務連絡、関連資料４（77 頁））を発

出したところであるので、その内容について御留意いただくとともに、対象となる者ができる限り基礎講座を受講できるよう、都道府県におかれては特段の御配慮をお願いしたい。

オ　主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を療養通所介護事業所において実施する場合について

医療的ニーズの高い在宅重症心身障害児・者の地域での受入促進を図る観点から、平成 24 年４月に「児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて」（平成 24 年４月３日付け事務連絡、関連資料５（81 頁））を発出し、介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の取扱いについてお示ししている。各都道府県等においては、その内容について御留意いただくとともに、管内市町村・施設・事業所等に対し周知を図り、積極的な実施を促すなどの取組をお願いする。